

## 事前協議に必要な書類について

クリーンステーション（ごみ集積所）の新設及び変更を行う場合は、開発許可申請・建築確認申請と並行してごみ収集担当部署との事前協議が必要です。事前協議については、「東松山市クリーンステーション設置基準」を遵守し、下記の必要書類を添えて協議してください。

### ○必要書類

1. 案内図
2. 建物配置図 (クリーンステーションの位置を含む)
3. 建物平面図 (高層の場合は一階のみでよい)
4. クリーンステーション構造図 (平面図・立面図)
5. 写真 (クリーンステーションの設置予定場所)
6. 事前協議書 (事前協議書)
7. その他 (必要に応じ提出を求める)

### ○利用開始について

収集開始の2週間前までに「クリーンステーション設置申請書」を廃棄物対策課（クリーンセンター）へ提出してください。なお、設置申請書が提出されないとごみ収集が開始できませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

環境産業部 廃棄物対策課

電話 0493-21-1401